

令和3年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後1時54分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 空き家に附属した農地の指定について

議案第6号 下限面積(別段の面積)の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦

2番 天本 正幸

3番 大中 久敏

4番 木村 博佳

5番 草場 小夜子

6番 後藤 感二

7番 白水 壽徳

8番 田籠 新

9番 田中 善道

10番 寺崎 廣喜

11番 寺崎 多加子

12番 中原 孝司

13番 永利 春雄

14番 西岡 利子

15番 野口 忠弘 (欠席)

16番 久光 壽子

17番 肥山 繁雄

18番 福田 壽光

19番 藤井 豊志

20番 藤井 政秋

21番 柳 昭好 (欠席)

22番 柳 蔵司

23番 山下 梅夫

24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員(2名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 こんにちは。総会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
8月20日から続いていました、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が終了しました。
しかしながら、引続き、不要不急の外出や三密対策など、感染症対策をお願いいたします。
また、10月に入り、めっきりと、朝は秋の気配を感じる季節となりました。
福岡県の稲の作況がやや不良と発表されるなど、収穫の秋を迎え、気になるところです。
このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、多数ご参集頂き厚くお礼申し上げます。
本日は議案 6件、報告事項 4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は22名で、委員定足数に達しております。  
なお、議席番号21番委員、15番委員より欠席届が出ています。  
よって、令和3年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
先程、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、4番 木村 博佳 委員、6番 後藤 感二 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、小郡地内の畑2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、山隈地内の田6筆、畑10筆、計16筆です。3条による無償移転で親子間の贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても、ご了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。許可することに賛成の委員は挙手

をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明申し上げます。

番号1は、八坂地内の田1筆です。農地改良のため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農用地区域内農地で、通称「青地」と呼ばれる区域となります。

原則として、転用ができないこととなりますが、議案書の備考欄に記載していますように、一時転用で、許可日から令和4年1月31日までの3年以内の転用ですので、例外規定に該当します。

計画図をご覧ください。申請地内には盛り土をし、雨水排水については、もともと東側に有りました排水柵を盛土をした上部へ移設し、これを利用して雨水排水を流す計画となっています。

なお、転用後は、牧草を作付けすると伺っています。

以上の観点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、番号1は先月開催しました、地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 第2分科会からご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結

果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1と番号2は一般個人住宅を建築するため申請があったもので、隣接地となっています。

まず番号1は、松崎地内の畑3筆です。次に番号2は、同じく松崎地内の畑2筆です。

(位置図で場所の説明)

それぞれの申請地で、上下水道管が埋設されている東側の市道に接している農地は、概ね半径500メートル以内に松崎記念病院、牛嶋歯科、富安医院及び松崎保育園など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

申請地の内、残った農地は、農地の広がりがないため、第2種農地となります。

なお、第2種農地につきましては、代替地検討がなされているか否かとなりますが、検討がなされているため、転用が可能となります。

また、それぞれの申請地の境界には、コンクリートブロックを設置して、造成する計画となっております。更に、雨水排水については、東側の市道へ結びつける計画となっております。

以上のことから、番号1及び番号2とも、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に番号3は松崎地内の田、現況は雑種地の1筆です。一般個人住宅を建築するため申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上下水道管が埋設されている西側の市道に接しております。概ね半径500メートル以内に県立三井高校、松崎保育園、富安医院及び県立小郡特別支援学校など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

また、申請地の境界には、コンクリートブロックを設置して、造成する計画となっています。

上下水につきましては、西側の市道内の公共上下水道に、雨水排水についても、同様に市道へ結びつける計画となっています。

以上のことから、番号3は、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に議案書5ページ、番号4は、福童地内の畑1筆です。

建築条件付き住宅として、6戸の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね半径500メートル以内にある第2種農地となります。なお、この申請地では、代替地検討がなされているため、転用が可能となります。

上下水道管が埋設されている市道に接しておりますし、申請地の境界には、L型擁壁やコンクリートブロックを設置して、造成する計画となっています。

以上のことから、番号4は、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号5は、小郡地内の現況畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

第2種農地の場合、西鉄天神大牟田線西鉄小郡駅を中心とする半径500メートル以内の宅地の面積が40%を超える場合、半径500メートルから1キロメートルまで延長できるとされています。

この基準でいきますと、申請地は概ね半径1キロメートル以内にある第2種農地となります。併せて、この申請地では、代替地検討がなされ

ているため、転用が可能となります。

今回、この申請地は上下水道管が埋設されている市道に隣地の宅地を介して接しております。この宅地と一体で利用する計画となっています。

汚水排水については公共の上下水道に、雨水排水についても、市道に接続することとなっております。周囲の境界には、コンクリートブロックを設置して、造成する計画となっています。

以上のことから、番号5は、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に番号6は、松崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するため申請されたものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上下水道管が埋設されている市道に接しておりますし、概ね半径500メートル以内に松崎保育園及び県立小郡特別支援学校など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

また、申請地の境界には、コンクリートブロックが既に設置され、造成するように計画されております。

以上のことから、番号6は、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、議案書6ページ、番号7は、井上地内の田2筆です。

公共工事に伴う露天資材置場とするため、一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は農用地区域内農用地で、通称「青地」と呼ばれる区域となります。

従って、原則として、転用ができないこととなりますが、議案書の備考欄に記載していますように、一時転用で、許可日から令和4年2月25日までの3年以内の転用ですので、例外規定に該当します。

計画図をご覧ください。申請地内は既に雑種地化しているような場所ですけれども、少し碎石などを敷き均し、資材置場として利用されます。雨水排水は南側の水路へ排水する計画となっています。

令和4年2月25日を過ぎますと、元の農地に戻すこととなっております。

以上の観点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思わ

れます。

なお、番号1から番号7までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

○議席番号第2番委員 はい、議長。

○議長 議席番号第2番委員。

○議席番号第2番委員 お尋ねしますけれども、市街化調整区域で都市計画法の緩和規定が位置指定されたと考えていんですか。
番号1から6まで。

○議長 事務局に説明を求めます。

○事務局 回答いたします。

(位置図で)番号1、番号2、番号3及び番号6は松崎地内に位置し、調整区域内となっておりますが、都市計画法の緩和措置の区域内にあります。調整区域内は、通常は建物が建てられない厳しい区域となりますが、緩和措置によって、住宅が建てやすい区域に指定されております。

番号4は福童地内になっておりますが、こちらも調整区域内ですが、松崎地区同様、緩和措置の区域内となります。

元々、建物が建てられないような場所であったものが、建てやすくなった区域になっております。

同様に、番号5、小郡地内についても、調整区域内ではありますが、同様に、建物が建てられやすくなったところ です。

議案第2号、第3号の案件は、調整区域の案件となっております。

この後、報告第2号、第3号として出てきます報告案件は、市街化区域内の案件となって、届出となっております。

○議長 よろしいでしょうか。

○議席番号第2番委員 はい。

○議長 他に有りませんか。

質問、特に無いようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案書7ページ、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について説明を申し上げます。

番号1は、井上地内の畑7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書8ページ、番号3は、赤川地内の田2筆、畑1筆、計3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 意見・質問、特にないようです。本案件について、原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、空き家に附属した農地の指定について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号、空き家に附属した農地の指定について、提案理由の説明をいたします。

農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、農地の保全及び有効活用を図るため、小郡市空き家利活用促進事業において登録された空き家に附属した農地について、「小郡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」を定め、令和元年6月より運用しています。

今回、初めて、空き家に附属した農地の指定申請がありましたので、審議をお願いするものです。

番号1は、山隈地内の畑4筆です。

(位置図により場所の説明)

空き家バンクに登録されている空き家は指定申請があつている農地に挟まれた場所に位置しており、仮に取得された場合においても、農作業に、特に問題はないものと思われまふ。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、空き家に附属した農地の指定について、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 意見・質問、特にないようです。本案件について、原案通り承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は申請通り承認し、指定します。

○議長 続きまして、議案第6号、下限面積(別段の面積)の設定について、

を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書13ページをお願いいたします。

議案第6号、下限面積(別段の面積)の設定について、ご説明いたします。

この件につきましては、先月末開催しました地区会議において説明をいたしておりましたが、再度簡単にご説明いたします。

本議案で、ご審議いただきます「下限面積」とは、農地の有効利用を図るため、効率的かつ安定的な農業を営む者に対して、農地の利用を集積することが重要として、農地の権利取得に際して、権利取得後の経営面積が原則50アール以上となるよう、農地法第3条第2項第5号により、下限面積要件が定められています。

また、下限面積の特例措置として、省令の定める基準により、地域の実情に応じて、より小さい「別段の面積」を定めることができるとされています。

今回、お諮りをするこの下限面積は、毎年、この時期にご審議をいただいておりますが、今回も、引き続き、「別段の面積」を設定させていただきたく、審議をお願いするものです。

まず、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内、小都市では市内全区域とさせていただいておりますが、ここで定めようとする面積未滿の農地を耕作している者の数がおおむね百分の四十、つまり、40パーセントを下らないように算定されるものであること、とされています。

資料として、2020年農林業センサスと市の農地基本台帳をつけていますが、(1)の「理由」の欄に書いてありますが、農林業センサスでは、管内の農家で50アール未滿の経営耕地を持つ農家が全体の約10%となっているところから、小都市の場合は、引き続き50アールで設定すべきものと考えております。

次に、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第2項第1号では、設定区域、本市では全域における農地の利用の現況及び将来の見通し等から、新規就農を促進するために適当と認める面積を設定することができるとされています。

その基準では、当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、

かつ、引き続き、耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他、その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することとなりますが、本市の現状では、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.1パーセントと低い現状ではあるものの、後継者がおられず、空き家になった農家が持つ農地等については、将来的に、遊休農地化する傾向にあるものと思われまます。

したがって、理由の欄に記載していますように、定住促進策として導入された「空き家バンク」に登録された空き家に付属した農地に限っては、耕作放棄地の発生防止・解消、新たな担い手の確保を図る観点から、新規就農を促進するために新たな「別段の面積」として、引き続き1アールを設定したいと、考えております。

また、但し書きにありますように、取得しようとする面積がこれを下回った場合におきましても、これを1アールとみなす旨の条文を入れ、最大限の優遇措置を講じているところです。

なお、この別段の面積については、人口減少対策の一環として「空き家バンク」制度を近隣の市町でも導入されておりますが、これらの市町においても、同様に別段の面積を設定されていることを申し添えます。

以上のことから、小郡市では、農地法施行規則第17条第1項で適用する下限面積は50アール、同条第2項で適用する下限面積は1アールで行いたいと思ひます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、下限面積、別段の面積の設定について、第3分科会において、事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の19ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出15件につきまして報告いたします。  
番号1は、井上地内の畑7筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号2は、下西鯨坂地内の田1筆です。  
借り手の都合により、合意解約されるものです。  
議案書20ページ、番号3は、下西鯨坂地内の田1筆です。  
借り手の都合により、合意解約されるものです。  
番号4は、乙隈地内の畑2筆です。  
貸し手の都合により、合意解約されるものです。  
番号5は、大板井地内の田1筆です。  
貸手の都合により、合意解約されるものです。  
議案書21ページ、番号6は、吹上地内の畑2筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号7は、吹上地内の畑1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号8は、吹上地内の畑1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
次に、議案書22ページ、番号9は、干潟地内の田1筆、吹上地内の畑1筆です。売買のため、合意解約されるものです。  
番号10は、干潟地内の田5筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書23ページ、番号11は、干潟地内の田2筆です。

売買のため、合意解約されるものです。  
番号12は、干潟地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号13は、干潟地内の田2筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
議案書24ページ、番号14は、古飯地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
番号15は、福童地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。  
なお、詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告いたします。  
議案書の25ページをご覧ください。  
番号1は、横隈地内の(市街化)畑1筆です。  
露天駐車場とするため、届出が提出されたものです。  
番号2は、津古地内の(市街化)畑1筆です。  
露天駐車場にするため、届出が提出されたものです。  
詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の26ページをお開き下さい。  
報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、9件を報告いたします。  
番号1から、議案書28ページ番号7までは同一の案件となりますので、併せて、説明いたします。  
大板井地内の田8筆です。合計の面積は、7,061平方メートルです。  
露天資材置場として、届出が提出されたものです。  
番号8は、大保地内の畑2筆です。  
建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。  
番号9は、力武地内の(市街化)田1筆です。  
露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。  
詳細につきましては記載のとおりです。

○事務局 次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。  
議案書29ページから34ページをご覧ください。  
まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

議案書31ページ、番号1は令和3年9月15日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

次に、議案書33ページ、番号2は令和3年9月14日に、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

こちらも、先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号2については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何か、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議は



すべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和3年10月8日(金) 午後3時58分 閉会